

平成21年3月16日
関東財務局

貸金業者に対する行政処分について

株式会社Jファクター(以下「当社」という。)については、貸金業法第6条第1項第9号に該当することが判明した。

このため、本日、当社に対して、貸金業法第24条の6の5第1項第1号の規定に基づき、登録取消し処分を行った。

(参考)

株式会社Jファクターの概要

1. 商号 株式会社Jファクター
2. 代表者 神岡 武吏
3. 主たる営業所等の所在地 東京都中央区日本橋堀留町1丁目5番7号YOUビル
4. 登録番号 関東財務局長(3)第01310号
5. 登録(更新)年月日 平成20年8月29日

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部 金融監督第5課
電話048-600-1152
(ダイヤルイン)

○ 貸金業法

(昭和五十八年五月十三日法律第三十二号)

(登録の拒否)

第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三 (略)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五～八 (略)

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十～十六 (略)

2 (略)

(登録の取消し)

第二十四条の六の五 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第一号若しくは第四号から第十二号までのいずれかに該当するに至ったとき、又は登録の時点において同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二～五 (略)

2 (略)